

神野部会長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第16回「社会保障審議会資金運用部会」を開催したいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、ただでさえコロナの災禍で混乱しているところ、今日は大変暑い日になっておりまして、大変な御苦勞をおかけしているだろうと思いますが、お集まりいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、今、申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、植田委員、井上委員、神作委員、四塚委員、臼杵委員、大野委員、金井委員には、オンラインにて御参加を頂戴いたしております。

また、これも思い出していただければと思いますが、前回の3月30日の資金運用部会の開催以降、委員の異動がございましたので、御報告をさせていただきます。

本日の部会が開催されるまでに、平川委員が御退任されて、新たに佐保委員が就任されていらっしゃると思いますので、よろしく願いいたします。

ただ、本日の出欠状況は、今、御紹介いたしました佐保委員が御欠席でございますので、佐保委員の代理として、日本労働組合総連合会の伊藤生活福祉局長に代理の御出席をいただいております。この代理の御出席につきまして、御異議がなければお認めしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

神野部会長

それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、事務局のほうにも人事異動があったと伺っておりますので、事務局から御報告をお願いいたします。

石川資金運用課長

資金運用課長の石川です。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、部会長からございました事務局の人事異動について御報告いたします。

年金局総務課長の内山でございます。

内山総務課長

年金局総務課長を8月1日付で拝命いたしました、内山でございます。よろしくお願いいたします。

石川資金運用課長

なお、内山でございますが、この後、公務によりまして、この部会の途中で退席いたしますので、御承知おきいただければと思います。

事務局の異動についての説明は以上でございます。

神野部会長

ありがとうございました。

次に、審議会の開催に当たりまして、ペーパーレスで行うことになっておりますので、審議会のペーパーレス化についての御説明と資料の確認を事務局からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

石川資金運用課長

これまでの部会と同様に、今回、本部会におきましてもペーパーレスで実施をいたします。お手元にタブレットがございますが、タブレットに資料一覧が表示されているかと思っておりますので、こちらを御参照ください。

なお、傍聴される方におかれましては、あらかじめ厚生労働省のホームページでお知らせしておりますけれども、御自身のタブレットなどの携帯端末を使用して、厚生労働省のホームページから資料をダウンロードして御覧いただくこととしております。

もし御不明な点がありましたら、事務局の職員へお問合せをいただければと思います。事務局からは以上です。

神野部会長

どうもありがとうございました。

それでは、見渡した限りいらっしゃると思いますが、カメラの方がいらっしゃるようであれば、御退室の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。議事次第を御覧いただければと思いますが、本日は2つ議事を用意いたしております。GPIF、つまり、年金積立金管理運用独立行政法人の令和元年度業務実績評価と、同じGPIFの第3期中期目標期間実績評価を議題にさせていただきます。

それでは、初めに、本日の議事の進め方などにつきまして、事務局から御説明いただければと思います。よろしく願いします。

石川資金運用課長

承知しました。それでは、本日の審議の進め方を御説明いたします。

本日は、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFの令和元年度の業務実績評価及び第3期中期目標期間の実績評価について御審議をいただきます。

それぞれの評価につきましては、資料1-1及び資料2-1のとおり、8月3日付で厚生労働大臣より社会保障審議会宛てに評価の案が諮問されております。

この評価に関する御審議におきましては、昨年と同様でございますけれども、令和元年度の業務実績評価につきましては、重点化の対象とした項目と高評価の項目を中心に、また、期間実績評価におきましては、第3期中期目標において重要度が高いとしております項目と高評価としている項目を中心に御審議いただきたいと考えております。この場合の審議の中心となる項目といたしましては、参考資料2に評価項目の一覧がございますけれども、その中における1-1から1-6の6項目となります。

令和元年度業務実績評価と期間実績評価につきましては、説明内容が重複する部分がございますので、具体的な審議の流れといたしましては、まず、元年度の業務実績評価と期間実績評価の双方について、それらのうち先ほど申し上げた項目について、まず法人から説明を行います。また、法人の監査委員及び理事長からも御発言をいただきまして、その後、事務局から大臣評価の案について御説明を行います。

その上で、委員から、元年度実績評価と期間実績評価の双方について御質問や御意見をいただければと思います。

本日の審議の進め方は以上でございます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

それでは、特に御意見がなければ、ただいま御説明があったように議事の運営を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

初めに、今も御説明がありましたように、法人のほうから「令和元年度業務実績報告及び自己評価書説明資料」並びに「第3期中期目標期間業務実績報告及び自己評価書説明資料」について、御説明を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

森審議役

おはようございます。GPIFの森でございます。

座って説明させていただきます。お手元の資料の⑤令和元年度業務実績報告についてお聞きください。I-1からI-6まで重点的に説明という話があったので、時間も

限られていますので、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

まず、最初、管理・運用の基本方針、運用の目標でございます。4ページでございますけれども、昨年度、第1四半期から第3四半期までは株式も堅調でございまして、アメリカの代表的な株式指数S&Pも1月ぐらいまでは3,300ぐらいまで行ったのですけれども、第4四半期の途中でコロナのパンデミックという話がございまして、これで1,000ポイントぐらい下がってしまったということでございました。このように、第4四半期につきましては非常に運用が悪うございまして、令和元年度運用状況も、市場運用開始以来ですと2.58%という形で収益率を確保しているのですけれども、年度でいいますとマイナス5.20%、市場運用開始以来の収益率も57.5兆円という形でございますが、昨年度の収益額はマイナス8.28兆円になったところでございます。

5ページでございますけれども、では、各資産がベンチマークに比べてどうだったかということについて簡単に触れさせていただきます。国内債券、相変わらず低金利ということでございましたが、アクティブ運用につきましては、長期債なり社債ということで収益率が高かったのでプラスに寄与いたしました。外国債券につきましては、ベンチマークが世界国債で、私どもも当然有用な諸外国の社債も投資しておるわけでございますけれども、一時的にコロナの関係で信用不安がございましたので、この関係で収益率が低下しましてマイナスに寄与しているところでございます。

めくっていただきますと、国内株式でございます。国内株式につきましては、第3期中期期間以来スマートベータ、ファンダメンタル重視という形の指標を導入しておるわけでございますが、この5年間、割とグロース中心でございまして、バリュースは悪かったもので、昨年も同様でございまして、そこがマイナスに寄与しているところでございます。

その下でございますけれども、逆に外国株式は、私どものアクティブマネジャーは成長株優位に運用を行ったということで、ここはプラスに寄与したところでございます。

次にI-2、リスク管理に移らせていただきます。リスク管理につきましては、私どもの自己評価はBでございますけれども、厚生労働省からはAという形で案が示されていると存じております。

自己評価はBなのですが、昨年度は大きく2つ新しいことをいたしました。「目標と実績の比較」の①を見ていただきたいのですけれども、VaRレシオというものをまず一つやりました。私どものリスク管理の基本は、基本ポートフォリオを中心としてということでございまして、それに基づいて実績の資産構成割合のリスクを管理していくというやり方でございまして、当然、トラッキングエラーとか普通のバリュース・アット・リスク、損失確率とかはやるのですけれども、新たに基本ポートフォリオの最大損失、バリュース・アット・リスクに対して、今の構成割合でどのぐらい最大損失があるかということで、バリュース・アット・リスクの比で見えていくという指標もやりまして、多面的、複眼的なリスク管理を実施したところでございます。

その次のページ、中段でございますが、令和元年度のVaRレシオの動きについて書いてございまして、第3四半期から上昇傾向にあったものの、第4四半期には逆に基本ポートフォリオから見ればVaRが下降している姿が見られるかと存じます。

その次でございます。私どもはストレステストということで、新たな取組をしております。ストレステストといいますと、一般的にはあるイベントが起こった場合、資産にどのぐらい毀損があるかということを見るのですが、カナダの年金基金、もしくはアメリカの先進的な基金などを見てもみますと、中長期的なリスクを重視しています。単に一時的に何%下がったかではなくて、その後の動き等をヒストリカルに見ていくということがございますので、そういうものを研究いたしまして、基本ポートフォリオ公表の際には、これはリーマンとITバブルということでございますけれども、赤いのがリーマン、オレンジがITバブルということで姿を見ていく。実質的な期待リターンは、リーマンのときはV字回復しましたので、数年後に上がっていく。ITバブルのときはぐずつきましたけれども、きちんと所要の期待リターンを取れるということで確認したところでございます。

また、基本でございますけれども、左下のほうには予定積立金額、先のがシナリオでございますが、これはランダムということで、モンテカルロシミュレーションで予定積立金額がどのぐらい取れるかということについてもきちんとリスク管理をしているところでございます。

次のページ、各資産のリスク管理がございまして、伝統的資産でございます。

その次のページから、この部会でもいろいろ御意見をいただきました、オルタナティブのリスク管理でございますが、左のほうはオルタナティブの固有のリスクに対して、単にうちのリスク管理部門だけではなくて、オルタナティブのフロント、ミドル等が相まって対処していく体制。右のほうは、オルタナティブ投資全案件の中で重点的にリスク管理をしていくものを中心にしまして管理していく方策について書いてあるということでございます。ということで、リスク管理につきましても、昨年度非常に注力したところでございます。

次のページ、運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項、ESG等でございますが、これにつきましては例年A評価をいただいておりますが、今年も自己評価はAという形でやらせていただいております。

次のページを見ていただきますと、超過収益の獲得の努力ということで、残念ながら国内株式なり国内債券等につきましては、年度末の関係がございまして難しゅうございましたけれども、超過収益の努力という形でアクティブ運用について進めましたし、パッシブ運用につきましても、パッシブということなのですけれども、政府機関が発行していますグリーンボンドとかソーシャルボンドで格付も利回りもいいものに投資するとか、アメリカ国債も金利は下がっていますが、その代替として米国住宅ローン担保証券を検討するとか、運用手法の多様化に努めておるところでございます。

めくっていただきまして、次はオルタナティブ投資でございますが、これは中期計画のご審議のときにかかなり重点的に御説明しましたので、説明は割愛させていただきたいと思

います。

16ページ、これは新たな取組でございます。ESGにつきましては、後ほども御説明しますが、この第3期はかなり重点的にやりましたが、それに加えまして、今回はインデックス・ポスティング制度というものを設けました。これはESGだけではないのですけれども、私どもの運用におきましてインデックス運用は非常に主要なものでございますので、そのインデックスにつきまして、あらかじめ公募しまして、比較しまして、採用していくという仕組みでございます。特に昨年度は、その右下のほうに「採用ESG指数」とございますが、今のところの総合型の指数では、日本だけということがございますので、外国の総合型の指数。もしくはテーマ型指数ということで、女性の活躍指数は日本株はあるのですけれども、海外におきましてもダイバーシティの指数について情報受付を始めたところでございます。

めくっていただきまして、透明性の向上でございます。これは昨年いろいろ御議論いただきまして、取組ということを中心にAをいただいたところでございます。

めくっていただきますと、昨年度は特に財政検証の年でございましたので、私どもは分かりやすい広報ということでございまして、昨年も御覧いただきました「GPIFって、なに？」というものを動画にするとか、そういう形で5年に一度の基本ポートフォリオの策定の年でございますので、一生懸命分かりやすさを中心に広報をしたところでございまして、その下でございますけれども、基本ポートフォリオを公表したときも割と落ち着いた報道でございまして、長期国際分散投資とか積立金の役割について言及する報道も多かったと認識しております。

透明性の向上は、その次のページで、右下の広報効果測定、これもこの間実施しておるもので、一つの統計というものでございますけれども、この統計によりまして「国民の年金の運用を安心して任せられる」「高度で先進的な運用を行っている」などの信頼感を示す質問に、2016年から2020年の2月、青からオレンジということでも、非常に伸びているところでございます。

その次のページは、広報活動の向上、これは取組ということでございますが、新聞報道数などは相変わらず伸びておるということでございまして、21ページの「ESG活動報告」につきましても、TCFD、気候変動関連財務情報開示タスクフォースの提言に沿ったようなレポートにするなど、工夫を凝らしているところでございます。

次に、基本ポートフォリオでございます。これは、私どもはBにしておりますけれども、今回の基本ポートフォリオの取組、内容もかなり力を入れたところであります。

経営委員会を中心にやっていただきましたけれども、経営委員会では13回の議論、もしくはその下に専門家のタスクフォースをつくっていただきましたが、そこでは32回の検討ということで、非常に多面的及び包括的に検討を行っていただいたと考えております。

また、実質的な内容でございますけれども、まずは運用利回り等につきましても、ビルディングブロックというだけではなく、市場均衡も取り入れた、専門的に言うとブラック・

リッターマン方式を採用したり、株のリスクは非常に重要でございますので、4資産ということを堅持しつつ、株と債券という形で乖離許容幅を設定するとか、そういう形で工夫を凝らしていただいたというふうに認識しております。

次のページが、管理及び運用に関し遵守すべき事項でございます。スチュワードシップ活動の話でございます。

めくっていただきますと、議決権行使につきましては、引き続きということでございますが、全ファンドで議決権行使を実施していることを確認したということでございます。

また、その次のページ、スチュワードシップ活動の我が社の方針でございますが、先回、中期計画審議のときに、神作先生からもお話しいただきましたように、昨年度、日本版スチュワードシップ・コードが改訂されまして、それを踏まえまして、私どもとしましてもスチュワードシップ活動におきましても、全資産、そしてESGを考慮するという形で方針及び活動原則等について一部改定を実施したということでございます。

また、そこに書いてございますが、単に運用受託機関等だけでなく、インデックス会社なども含めてエンゲージメントを行うことも明記させていただいたところでございます。

その次のページ、スチュワードシップ活動の推進につきましては、独りよがりということではなく、私ども運用受託機関がきちんと評価されていることを確認しつつというところでございます。上場企業向けにアンケートをさせていただいておりますけれども、そのアンケート結果の青いところの中段でございますが、4分の3の企業さんが、私どもを「高く評価する」「評価する」という形で答えていただいているということでございます。

また、次のページで企業・アセットオーナーフォーラム、こういうものは長く続くことが重要でございますが、引き続きTCFDとか改訂版コーポレートガバナンス・コードについて御議論させていただいておりますし、グローバルなイニシアチブにつきましてもICGN、機関投資家のガバナンスの関係の国際ネットワークでございますが、それに参加する。あとは、Council of Institutional Investors、機関投資家の協議会でございますが、米国中心でございますが、これに参加する。また、日本でも、左の上でございますが、30% Clubができて、それにも参加する等、活動の幅を広げさせていただいたところでございます。

令和元年度については以上でございます。戻っていただきまして、⑧ 中期目標期間の実績報告等について御説明させていただきます。

I-1でございますが、4ページです。おかげさまで、先ほどもちょっと申しましたが、過去19年間で収益率はプラス2.58%で、運用資産額も57.5兆円に積み上がっているという姿でございます。一番大切なのは年金財政にプラスの貢献をするということでございますが、5ページでございます。右下に実質的な運用利回り、名目賃金上昇率からどの程度取れたかという話でございます。これは長期の目標は1.7%なのですが、それも超える2.39%ということでございます。年金財政に貢献しているという形でございます。

その次に、運用受託機関の評価は、5年間の中での取組でございますが、定量、定性か

ら、フォワードルッキングな定量実績を勘案した定性評価に切り替えるとか、その次のページは、この第3期間に法律改正がございまして、私どもは経営委員会、監査委員会という形で新たなガバナンスをつくりまして、その中でお互い協働しながら運営をしてきたということを書かせていただいております。

次のリスク管理、この自己評価は全体で見ればBという形で考えております。この間、令和元年度はいろいろな取組をいたしましたけれども、5年間で大きな話といいますと、Aladdinを導入しトータルリスク管理ということを始め、様々な資産の収益率の寄与度なりレポーティングが全体的にできるようになったということが大きなことかと考えております。

12ページでございましてけれども、運用手法、運用対象の多様化、株式運用について、おかげさまで昨年までも大臣評価Aをいただいているところでございますが、めくっていただきまして、アクティブ運用につきましては4資産中2資産について超過収益を確保ということで、国内債券は、そもそもアクティブかという話もあるのですが、この第3期が始まる時に物価上昇ということが言われましたので、物価上昇リスクのために保有している物価連動国債が足を引っ張ったのですが、それを除けば超過収益を確保している状況でございます。

5年間で見ますと、その左下にございますが、マネジャー・エントリーということで、機動的にマネジャーのことを入れ替えられるシステムを導入したり、次のページでございまして、アクティブ運用につきましては、新実績連動報酬ということで、アクティブは超過収益率を取るのが基本でございますので、取れなかったらパッシブ並み、取れた場合には分け合うという形の世界的にもかなり先進的な報酬体系をつくったり、そのほか、オルタナティブ投資につきましては、私どもはこの間、投資一任という形でございまして、進めたところでございます。

17ページでございまして、ESGにつきましては特にこの間進めたところでございまして、右下のESGの指数の採用、先ほど申しましたもの、あとは右のほうに書いてございますが、ESGインテグレーションなりということで注力してきたところでございます。

次のページ、各指数にどのぐらい運用資産があるということでございまして、1兆もしくはそれ以上という形にもなっております、ESG投資についても投資額を積み上げているところでございます。

めくっていただきまして、透明性の向上でございます。これにつきましては、私どもの自己評価はBという形です。昨年は見込評価でAという形で出しましたが、御議論いただきまして見込評価でBになりましたので、自己評価はBと出させていただきます。

めくっていただきますと、昨年と同じ説明でございまして、ホームページの活用と、概況書について非常に見やすくするよう努力している。あとは、次のページで、ツイッターとかユーチューブチャンネル、もしくは動画等についてもいろいろ多様化を図った。広報活動の充実ということで「GPIFって、なに？」という冊子を一昨年つくって、さらに動画

化した。海外メディアでも取り上げられている。あとは、広報活動の充実ということで、アワードなり新聞記事等露出と、ここには書いていませんけれども、先ほど申しましたように、2016年から見ますと、一つの統計ではありますが、信頼性も上がっておるということでございます。

情報公開ということにつきましては、「ESG活動報告」なりもそうですが、5年間で大きかったのは、25ページになりますけれども、保有銘柄開示です。これにつきましてはいろいろ御懸念もありましたが、全銘柄開示ということございまして、これは今年度の取組になりますけれども、債券につきましても発行体、日本国とかアメリカではなくて、第何回国債という形で銘柄開示を、今年度はそこまでやっているというところでございます。

基本ポートフォリオのところは、先ほど御説明しましたので省略させていただきまして、29ページでございますが、スチュワードシップ活動ということでございます。1枚スクロールしていただきまして、私どもの考え方というのは、企業さんとの建設的な対話を通じてウィン・ウィンでお互い収益を取っていくという話でございます。

めくっていただきますと、私どもの投資原則の中にもきちんとスチュワードシップ・コードもしくはESGの記述を追加いたしました。その下は年表になっておりますが、第3期が始まる前の2014年度の日本版スチュワードシップ・コードについても受け入れ、投資原則の制定も入れていって、スチュワードシップ活動原則なりを策定し、また、先ほど御説明しましたけれども、改訂に合わせて、全資産なりESGの取組ということで方針等を改定しているところでございます。

次のページに、繰り返しになりますけれども、どのような形で今、スチュワードシップ活動原則なり議決権行使原則がなっているか、また、グローバルなイニシアチブにも参加させていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

令和元年度の業務実績評価と第3期中期目標期間の実績評価につきまして、法人のほうから御説明いただいたわけですが、次いで、法人の監査委員の皆様から、今の御説明等々を念頭に置きながら、法人の業務運営について御発言を頂戴できればと思います。よろしくお願ひします。

堀江監査委員

ありがとうございます。

監査委員の堀江です。

昨年度の監査報告と今年度の監査計画に基づき、若干コメントをさせていただきます。

資料は、マル12の参考資料3の「令和元事業年度財務諸表等」の86ページになります。ページが多いものですから、繰っていただきながらお聞きいただきたいのですが、監査報告に基づく監査結果について、昨年度、前理事長に係る制裁事案に関しまして、2点、報告をさせていただきます。

制裁事案は、昨年10月18日にプレスリリースが出ておりますので、内容はここでは割愛させていただきます。

内部統制システムは、前理事長に係る制裁事案を契機として、制裁事案等への対応に関して、理事長と理事の間の意思疎通が適切に行われないなど機能が万全でない状況が生じましたけれども、その点を除けば適切に機能しました。

もう一点、10月18日にプレスリリースが出た制裁事案に関連しまして、経営委員会は全員一致で理事長を制裁処分としております。

なお、今年度の監査につきましては、中期計画が第4期ということで変更になり、その変更に基づき、現行内部統制体制の点検に基づく改善案の検討状況を監視するとともに、その実効性を検証するという文言を追加するとともに、法務体制機能の拡充強化の状況を監視するとともに、その実効性を検証することとしております。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

次に、法人の理事長から、令和元年度の業務実績評価と第3期中期目標期間の実績評価を踏まえながら、法人の業務運営について御発言を賜ればと思います。よろしくお願ひします。

宮園理事長

本年4月1日から理事長を務めさせていただいております、宮園でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

また、本日は、私どもの実績評価を御審議賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、着座にて簡単に御報告させていただきます。

2つ申し述べさせていただきます。1点目は、令和元年度の実績を踏まえた今後の業務運営についてでございます。昨年度の第3四半期までは堅調でございました当法人の資産運用も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による内外の株式市場の大幅な悪化等によりまして、年度ベースでは御報告しましたとおりマイナスの収益率となりまして、被保険者の皆様方にも大変御心配をおかけいたしましたこと、非常に重く受け止めている次第で

ございます。

新しい執行部では、原則、テレワークという未経験の業務体制の下で、これまで月次で開催しておりました投資委員会を毎週開催することに切り替えまして、市場の変動に迅速に対応できる体制を取るなど、コロナ禍の下での引き続き変動の大きい市場環境における年金積立金の適切な運用に取り組んでいるところでございます。

令和2年度、第1四半期の運用状況につきましては、8月7日に当法人のホームページにおいて公表させていただく予定でございます。株式市場が、御高承のとおり、日米ともに大きく回復しておりまして、3月末と6月末を比べますとどちらも約20%上昇するなど、今年度に入りまして市場は一時の落ち込みから回復を見せておりますけれども、コロナの感染拡大とその影響はまだ進行中でありまして、引き続き万全のリスク管理に努めて慎重な運用を行ってまいりたいと、かように考えております。

なお、先般、令和元年度の業務概況書の公表におきましては、リスク管理情報の充実と透明性の一層の向上を図るとともに、記者会見で私のほうからできるだけ分かりやすく御説明し、被保険者の皆様に御理解いただけるように心がけたところでございます。

メディアの反応といたしましては、一様に大幅なマイナス収益となった事実を報じながらも、大半が長期的な視点から運用を行っているという私どもの運用に対する御理解を持った報道をしていただいているということが非常にありがたいと思った次第でございます。

続きまして、2点目としまして、第3期中期計画の5年間で簡潔に振り返らせていただきたいと思います。期中の内外の経済・金融市場の動きは、期初の想定どおりというわけにはまいりませんでしたけれども、実際の市況を踏まえながら長期的な観点から運用を行ってまいりました結果、先ほど御報告いたしましたとおり、収益率も長期的な運用目標を上回ることができました。

また、これも御報告しましたとおり、運用手法、運用対象の多様化を通じて、投資家として運用力の高度化を図ることができた5年間であったと考えております。

また、長期的な投資収益を拡大する観点から、スチュワードシップ活動ですとか、ESG投資に積極的に取り組みました。

また、平成29年、2017年10月には経営委員会が設置されまして、今期の基本ポートフォリオの策定をはじめ、重要な意思決定を行ってきたところでございます。

私ども、新執行部といたしましては、これまでの当法人が積み重ねてきました取組を受け継ぎますとともに、理事一体となりまして、コロナ禍による社会経済の変化も注視しながら、引き続き、長期的な視点から運用を行って、被保険者である国民の皆様の負託に応えてまいりたいと考えております。

本日は、皆様から頂戴いたします御意見を今後の業務運営に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

神野部会長

どうもありがとうございました。

それでは、法人から御説明、御発言を頂戴したわけでございますけれども、それを踏まえながら、何度も繰り返しになりますけれども、元年度の業務実績評価と中期目標期間の実績評価につきまして、それぞれ評価書、つまり、主務大臣の評価案につきまして事務局から御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

石川資金運用課長

それでは、まず、資料1-3をお開きください。令和元年度業務実績評価の主務大臣評価案について御説明いたします。

1ページをお開きください。これ以降、右下のページ番号に触れながら御説明させていただきます。1ページが、元年度の業績評価の全体像であります。各項目がございますが、I-1からI-8までが運用業務に関する評価項目であります。その他、業務運営の効率化等々について、記載のとおりであります。今回、大臣評価の案といたしましては、運用業務のうちI-2からI-6について、今回、A評価の案としております。

また、I-1からI-8が運用業務に関する目標でありますけれども、このうち、法人の目的に照らしまして、運用業務においてより重要と思われる評価項目がI-1からI-6と認識しておりまして、それらの各項目の評価を踏まえまして、Iで年金積立金管理・運用業務の全体についての評価も一番上に記載しておりますけれども、A評価とするという案としております。

他の項目も含めました法人全体の総合評定といたしましては、一番下にありますようなB評価という案としております。

今後、主要な項目、A評価にしている項目を中心に、理由について次のページ以降で御説明を進めます。

2ページをお開きください。上段のI-1、管理・運用の基本的な方針、運用の目標について、これは重点化項目とされておりますが、これにつきましては、法人の自己評価Bの評価結果が妥当であるという確認の下で、大臣評価案でもBとしております。

指摘事項も併せて記載しておりますけれども、市場動向を的確に把握し、リスク管理を行いながら、運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれるとしております。

続きましてI-2、リスク管理、これも重点化項目としておりますけれども、評定に至った理由といたしましては、中期目標においては、分散投資による運用管理、また、資産全体、各資産等の各種リスク管理を行うこととしております。それに対して、法人におきましては、基本ポートフォリオに基づく運用リスク管理を基本としつつ、短期のリスク指標につきましても「年金財政上必要とされている長期的な収益が得られないリスク」を最小化する観点から複眼的なモニタリングを実施している。また、法人からも説明がありま

したが、VaRレシオ、バリュー・アット・リスクレシオという新たな手法を導入するなどによって、リスク管理の強化をしている点を評価できるものとしております。

また、元年度におきましては、中長期の影響を重点的に分析したストレステストを複数のシナリオで実施しまして、その結果を基本ポートフォリオの公表、3月でありましたが、その際に併せて開示をいたしております。これは、長期的な観点からのリスク管理の強化、また、リスク管理に関する開示情報の充実の観点からも評価できると考えております。

また、資産管理機関の複数化の拡大による一層のリスク低減も行っていることに加えまして、オルタナティブ投資につきましても、固有のリスクを踏まえて、リスクを適切に管理するための取組を実施しております。

この項目は重要度が高いとしている中で、法人がリスク管理の強化・高度化を実現している点は高く評価できるとしまして、この項目についてはAとしております。

指摘事項としては、専門性の向上を図りながら、リスク管理の一層の強化に取り組むことが望まれるとしております。

3 ページ、I-3 でございます。運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項についてであります。運用手法については、中期目標におきまして、アクティブ運用による超過収益の獲得等を求めておりますが、それに対して、アクティブ運用において2資産で超過収益の獲得。また、インデックスに関する情報を効率的に収集してインデックス運用の高度化につなげる、インデックス・ポスティングの導入の取組を行っている。この点は、法人においてはインデックスの選択は極めて重要なものとなっている中で、より運用効率の高いインデックスの選定・運用によって一段の収益向上を目指す取組として高く評価できるとしております。

また、下段の株式運用における考慮事項につきましては、中期目標において、ESGを考慮することについて検討することにしておりますが、令和元年度におきましては、先ほど申し上げたインデックス・ポスティングを通じまして、ESG関連のインデックスに関する情報収集を先行的に開始するなど、収益確保に向けたESGの取組の強化を行っている点を評価できると考えております。

御案内のとおり、世界的な金利低下等の内外の市場・運用環境がある中で、収益確保のためにリスク管理を行いながら新たな手法の導入など運用の多様化・高度化に取り組んでいる点を高く評価するものとして、この項目については、案としてはAとするものでございます。

指摘事項としては、ESG投資について、基本的な考え方にのっとり行われているかどうかについて継続的に検証を行いながら取り組むことが求められるとしております。

4 ページにお移りください。I-4、透明性の向上でございます。ここは重点化項目としているものであります。令和元年度は、御案内のとおり、財政検証の年でございます。そういう中で、積立金の役割ですとか運用目標、次期基本ポートフォリオ等に注目が集まるとの見通しの下で、公的年金制度・年金財政における積立金の役割ですとか、長期国際

分散投資の効用などについて、そういったメッセージが伝わるような広報を強化する必要性を確認するといった方向性を明確にした上で、広報の充実・強化の取組を行っております。

具体的には、実質的な運用利回りについて解説するコンテンツの追加ですとか、基本ポートフォリオの公表資料におきまして、おおむね100年間の年金積立金の見通し、近年の経済情勢、ポートフォリオの策定プロセス、ポートフォリオのリスク検証やリターン分布、ストレステストについて、図表も活用しながら分かりやすく説明を行っております。また、参考資料として、ポートフォリオ策定の背景にある考え方として、長期運用の意義ですとか、国内外の債券・株式のインカムゲインなどを説明する資料も添付していることにより、より分かりやすい説明を行っているという取組を行っております。

また、年度の運用状況、先日公表された業務概況書ですとか、四半期の運用状況の公表の際には、長期運用であるなどといった運用の基本的な考え方も併せて発信を行っておりますけれども、報道を見ましても、運用に関する理解が深まりつつあることがうかがえると認識をしております。

一方、ESGに関する情報開示については、TCFDの提言に沿った情報開示を新たに行いまして、より一層開示情報の拡充を行っている。このような点も含めたESGの活動報告の開示については、アンケートの回答企業のうち7割の企業が評価しているという結果が得られております。

また、広報効果測定調査というものも法人で行っておりますが、それによりますと、法人を「信頼できる」という評価が「信頼できない」という評価を上回るなど、評価が改善している。また、広報活動に関する調査項目も改善が見られるところでございます。

透明性の向上は重要度が高いとしているところ、広報の充実・強化の取組を実施し、評価の改善が見られる点を評価しまして、この項目についてはAとするものでございます。

指摘事項といたしましては、法人において国民に対する情報公開・広報活動の一層の充実に努めるとともに、その評価や効果の把握・分析に努めることが望まれるとしております。確かに、先ほど触れましたように、調査によりますれば、法人に対する評価は改善傾向ではございますけれども、その結果を見ていくことが重要であると考えておりまして、そのようなデータの把握・分析を行いながら、広報活動の一層の充実に努めていくことが大切であるという思いで、このような指摘事項としているところでございます。

次のページ、I-5の基本ポートフォリオでございます。これにつきましては、令和元年度におきましては、新たな基本ポートフォリオの策定が行われました。期待リターンの推計において推計精度の向上を図って、最適化の精度の向上を図っている点。また、株式リスクの管理強化の観点から、従来の4資産それぞれの乖離許容幅に加えて、債券・株式それぞれについての乖離許容幅を新たに設定することによって、基本ポートフォリオに基づく運用リスク管理の強化を図っている点。さらに、新たな基本ポートフォリオで運用した場合に予定積立金額を下回る確率（リスク）が基本ポートフォリオ変更前と比べて低下

しておりまして、運用目標を満たしつつ下振れリスクの最小化を図った最も効率的なポートフォリオを策定している点は高く評価できると認識しております。

また、今回のポートフォリオの見直しは、国内債券の割合が減少して、外国債券の割合が増加し、内外の株式の割合は変わらなかったところではありますが、そのような変更についての背景となる考え方、括弧で書いておりますけれども、GPIFのような長期運用を行う投資家は資産を長期保有することで債券の利子や株式の配当の形で世界の経済成長の果実を着実に獲得することが可能であること、また、国内外の債券の金利や株式の配当利回りの差を踏まえると外国債券や株式のインカムゲインによって安定的な収益が期待できること。このようなポートフォリオ策定の背景にある考え方を公表の際に併せてお示ししていることによって、ポートフォリオ変更に対する理解を促すような取組が図られているという点で高く評価できると考えております。

以上のような点を踏まえまして、この項目についてはA評価とするものでございます。

6 ページをお開きください。I-6、管理及び運用に関し遵守すべき事項についてでございます。この項目については、主にスチュワードシップ活動に関しての評価項目でございます。中期目標におきましては、株主議決権の行使等の適切な対応、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととしております。

これに対しまして、令和元年度におきましては、スチュワードシップ責任を果たすための方針やスチュワードシップ活動原則の改定を行いまして、対象の全資産への拡大、また、関係者と幅広くエンゲージメントを行うことを定める。さらには、議決権行使原則の改定を行いまして、議決権行使は年間を通じたエンゲージメントの一環として行うことなど、運用受託機関に期待する事項を明確化しております。これらを踏まえた上で、運用受託機関との双方向のコミュニケーションを重視したエンゲージメントを実施し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求めるなどの取組を実施しているということでもあります。

また、スチュワードシップ活動に関する運用受託機関における取組ですとか課題を把握するための取組を、アンケートやフォーラムを通じて継続的に行っていること。

さらに、ICGNという新たな業界団体に対しての新たな参加など、スチュワードシップ活動の深化の取組を進めてきている。

これらのスチュワードシップ活動については、アンケート調査によれば、回答企業の8割が評価しているということで、その評価も上昇している点が見られるところでありまして、このような点も踏まえまして、この項目につきましてはA評価とするものであります。

指摘事項といたしましては、受託者責任の徹底ですとか、市場等への影響に対する考慮など、遵守すべき事項について適切な対応を行うことが望まれると整理しております。

7 ページに移っていただきまして、下段の表に、冒頭で申し上げました、管理・運用業務全体の評価について記載しております。この法人は、御案内のとおり、年金事業の運営の安定に資することを目的としております。そういった観点から、この管理・運用業務に

関する評価項目のうち、冒頭申し上げました6項目がより重要となる。それらについて、先ほど申し上げました理由でのA評価ということもございまして、この業務全体についてはA評価とするものでございます。

その他の項目につきましては、評価案といたしましては、法人の自己評価ではBでしたが、大臣評価においてもB評価とするものでございまして、時間の都合もありまして、説明は省略させていただきます。

年度評価の御説明は以上でございます。

続きまして、資料2-3をお開きください。中期目標期間実績評価の大臣評価の案でございます。

1ページをお開きください。これが期間実績評価の全体でございます。年度と同様に御説明申し上げますと、運用業務に関する評価項目がIでありまして、細目ではI-1からI-8まででございます。これらのうち、I-3からI-6までがA評価となっておりまして、より重要であると考えられる項目I-1からI-6のうち、4項目をA評価としていることに鑑みまして、運用業務全体、一番上のIのところについては、大臣評価案としてはAとしております。

また、他の項目も含めた法人全体の総合評定といたしましては、一番下でございますが、B評価との案としております。

以下、順次、A評価の項目を中心に御説明を進めます。

2ページをお開きください。I-1、管理・運用の基本的な方針、運用の目標について、これは重点化項目でございます。中期目標におきましては、各年度において、資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努めること、また、中期目標期間においてベンチマーク収益率を確保することが中期目標で求められております。

これに対して、法人におきましては、まず、基本ポートフォリオを定めまして、これに基づいて管理・運用を行っている。その上で、各年度において資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めてきておりまして、中期目標期間における資産ごとの収益率につきましては、3資産においてベンチマーク収益率に対してプラスとなっているところでございます。

また、運用受託機関等の運用状況について定期的な報告を受け、運用受託機関の管理を適切に行っているなど、このような取組を行っている中で、この項目についてはB評価としております。

今後の課題については、先ほど年度のところで御説明したものと同趣旨でございます。説明は重複しますので、割愛いたします。

3ページ、I-2、リスク管理でございます。この項目は重点化項目でございますけれども、これは5年間の評価でございますので、過去の5年間の主な取組を列挙しております。例えば平成30年度には運用リスク管理に関する基本方針を策定して、それを踏まえて基本ポートフォリオの管理、分散投資、資産全体等でのリスク管理を適切に行っている。

また、年度評価で御説明した内容でありますけれども、基本ポートフォリオに基づく運用リスク管理ですとか短期のリスク指標のモニタリング等を行っております。

さらに、各資産についても適切なリスク管理を行っているということでございまして、このように、法人が行うリスク管理は目標期間を通して高度化しておりますけれども、この目標期間の評価といたしましてはB評価とするものでございます。

今後の課題としては、リスク管理の一層の強化に取り組むことが望まれるとしております。

続きまして、4ページ、I-3、運用手法等についての事項でございます。運用手法については、アクティブ運用について、中期目標期間に2資産において超過収益を獲得している。

収益確保のための運用手法の見直しといたしましては、マネジャー・エントリー制を活用した公募の開始、その対象を4資産全てに拡大するといった取組を行っている。

また、アクティブ運用に関する実績連動報酬体系の導入や、アクティブ運用に係る運用制約の緩和によりまして、アクティブ運用機関の能力が発揮されるような環境整備を進めている点を評価できると考えております。

昨年度の取組でありましたけれども、インデックス・ポスティングの取組もございました。

運用対象の多様化につきましては、LPSへの直接投資を行うための体制整備などを行っていることに加えまして、株式運用における考慮事項に関しましては、ESGの取組でありますけれども、国内株式を対象としたESG指数や環境に関するグローバル株式指数についての公募、選定、それらに基づく運用開始を行っております。また、昨年度には、インデックス・ポスティングを通じた先行的な情報収集の取組を進めておりまして、これらのESG指数に関する法人の取組については、ポジティブな反応が得られているところであります。

このように、低金利などの状況の中で、収益確保のために、目標期間を通じて運用の多様化・高度化に取り組んでいる点は高く評価できるとして、この項目についてはA評価とするものでございます。

続きまして、5ページ、I-4、透明性の向上、ここは重点化項目であります。中期目標におきましては、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすく工夫すること、情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ることなどとしております。

これに対して、法人におきましては、まず、年度の業務概況書につきましては、分かりやすくするための工夫を継続的に行いまして、非常に内容の充実が図られてきたという点は評価できます。また、全保有銘柄の開示、業務概況書や四半期の運用状況の公表をあらかじめ年度計画に明記した上で行っている点や、広報の方向性を明確にした上での取組として、ホームページのコンテンツの充実、パンフレットの策定、「ESG活動報告」の刊行、ツイッター、ユーチューブ、また、セミナーなどでの講演ですとか理事長による新年メディア懇談会の開催等の取組によって積極的な情報発信に努めている。

基本ポートフォリオの公表資料については、年度評価のところでも御説明しましたけれども、その内容を分かりやすくするための取組を行っております。

定期的な運用状況の公表の際にも、基本的な考え方の発信によって、報道を見る限りでは運用に関する理解が深まりつつあることがうかがえるということでもあります。

また、年度評価でも御説明しました、TCFDの提言に沿った情報開示など、ESGに関する開示の取組が一定の評価を得られているということ。

広報効果測定調査によれば、中期目標期間を通して見ても評価が改善しているという点は評価できるところでございまして、このような調査結果が出ているということは、一つの結果ではありますけれども、そういった評価が出ていることも踏まえ、広報の充実・強化がこの期間を通して継続的に行われてきている点を評価するものとして、これについてはA評価とするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。I-5、基本ポートフォリオについてでございます。まず中期目標においては、ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときには、必要に応じて見直しの検討を行うことが求められておまして、これを受けて、中期計画におきましては、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うこととしております。これに対して、平成27年度から30年度までの毎年度、基本ポートフォリオの検証を行いまして、変更の必要はない旨を確認しております。

その上で、令和元年度においては、中期目標上は基本ポートフォリオについて運用目標に沿った資産構成とすることなどとされているところでありますけれども、年度評価でも御説明しました基本ポートフォリオの策定に関する取組が行われたということでもございまして、その点については評価できると認識をしております。

この基本ポートフォリオの策定の機会は5年に一度が基本であること、その5年に一度行った基本ポートフォリオの策定が先ほど申し上げたような評価できる内容であることを踏まえまして、この項目につきましては、A評価と整理するものでございます。

続きまして、7ページ、I-6、管理・運用に関し遵守すべき事項でございます。スチュワードシップ活動を中心とした項目でございますけれども、これにつきましては、中期目標期間を通して見ますと、中ほどの下線にございますように、運用受託機関に対してのヒアリングを手始めとしまして、毎年度ヒアリングを実施するなどの取組ですとか、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価とエンゲージメントの実態把握を目的としたアンケートを実施して、それも毎年度行ってきております。また、その対象も拡大をしております。さらに、他の同種の機関に先駆けて国連責任投資原則への署名も行った上で、企業との意見交換、あるいは海外公的年金基金との意見交換の場を設けまして、その後も継続的に開催し、「スチュワードシップ活動報告」の毎年度の公表も行ってしております。

また、スチュワードシップ活動原則、あるいは議決権行使原則の策定に基づく取組などを順次進めてきている。

さらに、一番下のパラグラフにありますように、令和元年度においても、スチュワードシップ方針の改定に基づく取組、年度評価で御説明したような取組が進められてきているということでもあります。

このページは次の8ページにまたがりませんが、このようなスチュワードシップ活動に関するアンケート結果によれば、8割の企業において評価されている。

長期的な株主収益の最大化を目指すとともに、スチュワードシップ責任を果たす上で、他の機関に先駆けた取組も含めて積極的な取組を行っていることは高く評価できるということで、この項目についてはAとするものであります。

10ページに移っていただきますと、先ほど申し上げました項目も含め、管理・運用業務全体の評価につきましては、下段の表でございますけれども、運用業務においてより重要となる項目のうち多くの項目において、先ほど申し上げましたようなA評価となっていることに鑑みまして、この業務全体についてもA評価という案としております。

他の項目につきましては、評価案としてB評価とするものでございまして、説明は割愛させていただきたいと思っております。

長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

それでは、御説明いただきました令和元年度業務実績評価及び第3期中期目標期間実績評価につきまして、委員の皆様方から御質問及び御意見を頂戴したいと思っております。

そもそも至りません上に、目が不自由なものですので、とりわけオンラインで御参加の方については失礼があるかもしれません。御寛容いただければと思っております。

それでは、どなたからでも結構でございます。

では、まずは熊野委員、その後に河村委員に行きます。

熊野委員

ありがとうございます。

私からは2点、意見と質問という形になります。まず、資料1-3、令和元年度の事業年度の業務実績評価書について、8ページでございます。この中で、IV-1のその他業務運営に関する重要事項に関する評価の中で、GPIFの内部統制の基本方針によると「コンプライアンスを実施する最高責任者を理事長とする」と明確に記載されています。その中で、何度も述べられています理事長の減給処分、大変重く受け止めておりまして、この年度評価をB評価とすることについては疑問がございます。総務省の独法評価指針では、Bは目標の水準を果たしていると定められていますが、厚労省としてはそのような御認識でよろ

しいのでしょうか。見解をお願いします。

神野部会長

河村委員、関連ということですか。どうぞ。

河村委員

今の項目、私も指摘する前に御説明をまずお願いしようと思ったのですが、今、御説明になかったですね。これだけ重大な事案があったにもかかわらず、項目別調書の4-1に対するGPIFとしての法人の自己評価及び年金局の評価についての御説明がなかったので、それを一緒に説明いただいてから熊野先生の御質問に答えていただけないでしょうか。

神野部会長

よろしいですか。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

年度評価におけるIV-1、その他業務運営に関する重要事項についてでございます。先ほど御指摘がありました、令和元年度における理事長に関する事案については、現にございましたが、これについての評価の考え方でございます。

まず、そもそもの独法評価における考え方といたしましては、これは、法人の業務の運営ですとか法人の機能が、中期目標、中期計画、さらには法人の目的、使命に照らしてどうであったか、中期目標、中期計画との関係で法人の業務の実施状況はどうだったかを評価するのが独法評価であります。

その点に鑑みますと、まず、このIV-1の評価項目については、中期目標においては、もちろん内部統制に関する体制強化ですとか体制整備ということが書かれておりますけれども、それに加えて、監査委員会の機能ですとか活動についての内容も含まれております。さらに、特に運用業務を行う法人においてはより重要である情報セキュリティ対策、これについても、このIV-1の評価対象になっているところでございます。

情報セキュリティ対策や、監査委員会の活動、このようなガバナンス体制なり内部統制体制を実効あるものにするための監査委員会の活動を含めて、そこは十分評価できるもののだとして、そういった他の項目、評価項目全体についての評価も行った上で、B評価としているものになります。

その上で、この項目は内部統制に関することも評価対象になっているのはおっしゃるとおりであります。その上で、理事長の制裁事案についての考え方でありませけれども、これについては、先ほどの監査委員からの監査報告にもありましたように、もちろん監査委員の監査報告のような御指摘はありましたけれども、実際にこの事案については、経営委員会あるいは監査委員会が調査なり審議、検討を行った上で、最終的には制裁が行われたという結論に至っております。このように、内部統制体制の機能として、あるいはガバナンスの機能として、経営委員会なり監査委員会がこの事案に対して対応したということでございます。

また、それが基づく根拠といたしましては、法人に制裁規程というものがありますけれども、この制裁規程は内部統制のまさに枠組みの一つでございます。この制裁規程というのは、経営委員会が議決をして定められた規程でありますけれども、これに基づき、内部統制の仕組みが機能したことによって、この制裁事案への対応が行われたという面もあろうかと思えます。

このような制裁事案がありました、その事案自体は、内容的には、制裁事案の背景となった事実関係などはプレスリリースに載っているとおりでありますけれども、それらは直接資金運用業務に関するものではない類いのものだと受け止めております。年金制度の財政の安定に貢献するという使命がある法人は、法人の主たる業務として、本来の果たすべき使命や目的として、資金運用業務が非常に重要であるわけですがけれども、その資金運用業務には制裁事案によって支障が生じたものではないと考えております。

先ほど触れましたようなこの事案への対応、法人の内部統制機能によって調査などが行われ、その結果として、資金運用業務をはじめとした法人の業務に具体的に支障が生じる事態には至っていない、そのような認識でございます。

また、そのような制裁事案以外の法人の業務運営におきましても、経営委員会、監査委員会というガバナンス体制がこの中期目標期間の期中にスタートしたわけですがけれども、そのような経営委員会、監査委員会のガバナンス体制の下で、他の業務運営についても適切に行われたものと認識をしております。

そのような考え方の下で、内部統制についてはそのような評価をし、冒頭申し上げましたような他の情報セキュリティー対策等々、他の評価項目の評価もあることも併せて考慮して、それら評価対象となるべき事項全体の総合的な評価を行った結果として、このIV-1についてはB評価という整理をしたということでございます。

考え方としては以上でございます。

神野部会長

取りあえず、説明を聞くということに関しては今のよろしいですか。

それで、そのほかにということですね。

熊野委員

それを踏まえてということで、考え方はよく分かりました。ただ、プレスリリースの中には、処分の理由として「内部統制上の迅速な対応を怠った」ということで、内部統制の何らかの機能がうまく動いていなかったと受け止めています。

また、プレスリリースで、再発防止として研修と「行動規範」の内容の周知徹底ということを書いていらっしゃるのですが、仮にその内部統制に対する体制ですとかプロセス、仕組みの面で何か改善がなければ、内部統制の一層の評価を図るという中期目標の点でもB評価は難しいのではないかと認識しておりまして、意見ということでは言わせていただきました。

神野部長

河村委員、どうぞ。

河村委員

御説明いただき、ありがとうございます。

大きく分けて2つ意見を言わせていただければと思います。前半は資金運用の本業に関するいろいろな項目別の評価のつけ方について、幾つか意見を申し上げます。まず、法人からA評価をつけていらした、運用手法、運用体制の多様化のところ、それから、透明性の向上のところですね。透明性の向上については、中期目標期間中でも大臣評価もAに上げられているということですね。この項目については、私はA評価は妥当だと思います。昨今の非常に厳しい金融経済の情勢の下で、あれだけの利回り、稼がなければいけないことがどれだけ大変なことか、一々申し上げますけれども、そういう中で非常によくやってくださっているということで、項目別調書の1-3のところ、運用手法、多様化のところはA評価は妥当だと思います。

透明性の向上のところも、これまでいろいろこの会議の場で意見は言わせていただいておりますが、私も一番強く感じましたのは、先ほど理事長もおっしゃいましたが、今回、コロナで3月は株価が急落して、ちょうどそれが基本ポートフォリオの組替えの公表の時期と重なりまして、果たして世の中がどう反応するものかと思って、正直、心配しながら4月に入って見ておりました。理事長がおっしゃったとおり、比較的みんな冷静に受け止めているなど。こういうところにこそ、特に前中期目標期間中の終わりのほうだと思いますが、すごく一般向けの広報もいろいろなところに御尽力してくださって、世の中がいろいろ分かってきたと。一般には相場が上がった下がったでもすごく心配になったり、浮かれたりしてしまいがちなのですが、これはそういう話ではないのだということを世の中が受け止めつつある。これは透明性の向上のために御努力してくださった結果ではない

かと思えます。昨年度だけではなくて、中期目標期間中についてもA評価に上げるということで賛成でございます。高く評価できると思えます。

ただ、併せてお願いしたいのは、情報発信の効果の把握ということはぜひ続けてやっていただきたいということと、ほかの項目で申し上げますと、リスク管理のところとかは大臣評価はAということで、そこまでかなという感じもするのですが、環境が非常に変わっておりますので、計量的な分析でやる際には、過去にあったいろいろな事例をたくさん考慮しながら計量分析してということになるのですが、過去にあったのと同じことが起こるのでこれから先済むのかどうか分からないぐらいの異例の政策運営を金融政策を含め、国内外でやっていると思えます。そういったところはぜひ万全にお願いできればと思えます。

また、基本ポートフォリオのところも自己評価BのところをAに上げられるという方向ですけれども、本当にこの厳しい情勢の中で御検討くださっていることは重々よく分かるのですが、これからやる分について、これからの間に、正直言って一体何が起こるのかと思ってはらはらしている感じのところがあります。今の段階でもう大臣評価をAにしてしまっているのかなという気がしなくもありません。

前半はこれです。

後段については、熊野先生から御指摘があった、昨年あった重大な理事長の制裁事案について意見を申し上げます。私もこれは少なくとも令和元年度のこの部分、項目でいえば調書の4-1に対応する部分だと思いますけれども、熊野先生と一緒に、BではなくてC評価が妥当だと考えます。

理由は大きく分けて2つございます。1個目は、高橋前理事長が処分を受けられたということです。これは減給で、期間は6か月で、俸給月額5分の1相当を6か月減給ということで、例えば口頭厳重注意とか、訓告とか、そういうものに比べれば、すごく重い処分のほうに属するのではないかと私は思います。

私は、今、総務省に独立行政法人評価制度委員会というものがあると思えますが、その前身の政策評価・独立行政法人評価委員会、政独委に10年間いたことがありまして、ほかの府省の所管する独法も含めて、二次評価とか客観評価にずっと関わってきました。結構いろいろな事例を議論して聞いてきた立場ではありますけれども、理事長が処分されるという事例は、例えば入札とかでその法人の職員の方にルール違反の行為があつて、その責任をトップとして取らされるという形での処分は幾つかあった記憶がありますけれども、理事長が御本人の行為で処分を受ける、しかも、こういう重大な処分を受けられた事例は、正直言って、私はほかに知りません。それぐらい国全体としてめったにあることではない重大なことだったのでないかと。まさに、これは国民の信頼を失墜させる、信頼を裏切るような行為であった、それに相当するのではないかと私は思います。

こういういろいろな組織運営上、内部統制上の問題があつたときの処理ですけれども、考え方について、年金局の考え方、今、石川課長がお話くださったのですが、それにつ

いて意見もありますけれども、ほかの法人でどうかということもよく考えて、世の中の一般的な考え方に反しないような形での結論を、この資金運用部会としても考えていく必要があると思います。

実際に厚労省が所管されている独立行政法人の中期目標管理法人は全部で10あると思うのですが、そのうち、このGPIFだけが資金運用部会で業績評価の議論をすることになっていて、ほかの9つの法人については、官房のほうの政策評価官に置かれた有識者会議で評価、議論するのですね。私はそちらのほうにも関わってまして、残りの9法人のうち5法人の評価に関わっています。その評価の議論とか資料は全て公開されていますから、誰でも見ることができるのですけれども、少なくとも昨年私が承知している事例で2つ、内部統制絡みでC評価になった法人がありました。これは全部資料も公開されていて、議事録も全部出ていますし、傍聴の方も入られた会議でしたけれども、国立病院機構とPMDA、医薬品医療機器総合機構でありました。

それぞれもちろん事例は違います。国立病院機構というのは、職員の方にあってはならないことがあった、それも複数の事例だと。原因は、機構としての病院としての勤務管理に問題があったという事例。PMDAのほうは、職員の方に服務規律違反があったという事例です。PMDAは日進月歩の医薬品であるとか医療機器の審査をなさる機関で、民間との関係の取り方はすごく難しいと思いますけれども、服務規律違反があった。職員の方です。有識者会議のほうで議論してC評価となることもありますけれども、PMDAなどは御自身の自己評価でCにしていっちゃいました。

そういう一職員の事例であっても、しかも、PMDAも本業のほうに影響が出たわけではないのです。ないけれども、非常に重く受け止められると法人のほうで判断されて、Cがついたりしている。やはり両方の事例とも国民の信頼の失墜に該当するという判断が下されて、大臣評価として去年Cがついている。

それに比較すると、今回、GPIFの場合、昨年あったことは理事長に対するこれだけ重い処分ですね。それを先ほどの年金局の課長の御説明では、経営委員会ないし監査委員会が御対応されたから、それで機能が発揮されたからいいのだとか、本業には支障がなかったからとおっしゃっているのですが、そのロジックは私は納得できません。今のロジックでおっしゃると、どんなに原因となる行為として重大な国民の信頼を失墜する行為があったとしても、経営委員会なり監査委員が動かされて処分を下されれば、何も評価に考慮しなくてよくなってしまうということになってしまいかねないのではないかと思います。それは正直言っておかしいのではないかと。経営委員会などがきちんと機能されるのは当然のことであって、それで全部原因となった行為が、どんなに重い処分を受けられたとしても消されてしまうということにはならないのではないかと思います。

ですから、先ほど申し上げたようなほかの法人の事例などでも、今日は御説明には使われませんでしたけれども、評価書の本体があると思うのです。その3ページですけれども、ちゃんと本体の頭書きで、2の「法人全体に対する評価」の「全体の評定を行う上で特に

考慮すべき事項」というところに、今回の話は必ず書かなければいけないと思うのです。去年であれば、国立病院機構とかPMDAであれば、どういう事案があって、それに対して外部の意見を聞いて、どういう意見があってということが丁寧に書かれていて、最終的にどういう判断を大臣が下されたかということを書かなければいけない。今回の評価書にはそれが全然書かれていませんし、先ほど私が御説明をお願いしました御説明資料のところでも、評価項目IV-1のところについては、この話は何も書いていない。それは正直言っておかしいのではないかというか、このことだけをもってC評価が妥当ではないかと思えます。

C評価が妥当ではないかと思う理由はもう一つございます。今回の一件、一連の一件に関する経営委員会、それから、監査委員の方々のガバナンス機能というものが本当に十分に発揮されたのか。今回の高橋前理事長に関しては、いろいろ調査もされて、こういう処分が下ったということでそれはもちろん受け止めますけれども、それ以降、世の中を騒がせたいろいろな動きがありましたね。ネットの雑誌の報道もありましたし、年明けには週刊誌に記事も出たりして、GPIFの内部も随分動揺されたというお話も伝わってきますけれども、そういうことを見ると、この高橋理事長の一件以外に事実関係をしっかりと御確認いただかなければいけないもう一件があったのではないか、別の役員の方と職員の方との間にハラスメントの疑いがあったのではないか。そういうときには、力関係の強弱ははっきりしているわけですから、両方からちゃんと言い分を聞いて判断をしなければいけないのに、その部分をちゃんとなさったのかどうか。私は経営委員会の今回の対応として、そこが非常に疑問だと思います。

そこがちゃんと最初からなされていれば、その職員の方が代理人の弁護士さんまで立てられて文書を送られたと。それは事実であると年金局も認めていらっしゃると思いますけれども、そういうことになったり、その後のああいうような動揺を招くようなことにならなかったのではないかと思いますので、この点も理由の2点目として併せて、この項目は少なくとも令和元年度の分の評価についてはC評価が妥当であると思えます。

長くなりました。すみません。以上です。

神野部会長

どうもありがとうございました。

それでは、荒井委員、お願いいたします。

荒井委員

荒井でございます。ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。お話を伺って、金融環境は非常に不透明な状況ですけ

れども、運用の多様化にも対応されて、リスク管理もされながら、収益確保ということでもしっかり取り組まれていらっしゃるという感じを持っております。

大臣評価の案でBをAに上げているところに関して2点気になった点を申し上げたいと思います。1点目は透明性の向上のところなのですが、御説明を伺って、広報の関係でいろいろ取り組んでいるのは分かったのですが、評価の理由の説明で、全保有銘柄を開示したことは、恐らく相当御苦労されたこともあるのだと思いますけれども、例えばホームページのリニューアルとか、パンフレットをつくりましたというのは、世の中の全体の広報の流れから見たら特筆すべきものとは言えないと思っています。

一番気になっているのは、広報効果測定調査というのを引用されていますけれども、「信頼できる」というのが足元で33%、「信頼できない」が27%なので、差分のどちらでもないというのが4割ぐらいだと思うのです。確かに平成28年の第1回の調査から比べると「信頼できる」というところは上がっていて、それはいろいろお取組をされた結果で、そこ自体はいいと思うのです。ただ、絶対値からすると、信頼度についてはざっくり申し上げれば3対4対3というところなんです。ですから、それが果たしてBからAに上げる理由の一つとして本当に適切なのかどうか気になっております。せめて「信頼できる」という評価が例えば半分以上あるとか、そういう結果が評価を上げるには必要なのかなと思っています。

これは中期評価に関しての話だと思っていまして、単年度の評価は財政検証もあった中で、いろいろと取組をされてきておられますので、広報効果測定調査の結果に関わらずAでいいのかと思っておりますけれども、中期目標期間の評価のほうは、これでいいのかと疑問に思っております。

2点目について、基本ポートフォリオのところですが、これも一生懸命取り組まれたということで、大臣評価の案でBをAに上げている理由の中に、「運用目標を満たしつつ、下振れリスクの最小化を図った」ということが御説明でありました。御検討に当たって、会議を何度も開かれて御苦労は本当にあったのだと思いますが、新しい基本ポートフォリオを考えるとリスク低減を図るというのは当然のことでもありますし、これだけ世の中の注目も高い問題でありますので、詳しく説明するというのも当然のことかと思えます。背景にある考え方を公表したから大臣評価の案でBをAに上げているという御説明ではありましたが、それをもって高い評価になるということではいいのかどうかというところは疑問に思っています。

仮にA評価をつけるということなのであれば、特段の画期的な視点を持ち込んだとか、背景の説明も今までなかったような新しい点に気づいたとか、そういう特別なスペシャルな取組をされたということの御説明がないと、なかなか上げた理由としては不足しているかなと感じております。

以上2点です。

神野部会長

それでは、お三方の御発言について、事務局からコメントをいただければと。その後、オンラインで参加していただいている委員の方から、神作委員、大野委員の順番で御指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

順番が逆になりますけれども、まず、荒井委員から御指摘のありました透明性の向上ですとかポートフォリオについてでございます。これについては、評価すべきポイントは先ほど資料で御説明した内容に盛り込んでいると考えておりますけれども、ホームページの改善ですとか、そういった取組は当然やってしかるべきであるということは確かにそうですが、運用について一般の国民の方にはどう分かりやすく伝えていくのか、そういう視点は非常に重要であります。そういう意味では、ホームページにおいても、法人の主要な取組であったポートフォリオの策定の際においても、先ほど説明しました実質的な運用利回りですとか、長期的な積立金の見通しですとか、国民に分かりやすく説明するための情報を、計画期間において順次拡充をしてきてまいりましたし、それは業務概況書においても見受けられるところであります。

また、ポートフォリオの策定の資料において、確かに公表内容の充実を図っていくことは当然やっていくべきことでありますけれども、非常に注目が高いからこそ、従来にはなかったような、なぜこの資産構成を変えるのかという考え方の背景にある内外の利回りの差ですとか長期運用の意義ですとか、そういったことを説明することは非常に意義があるものだと思っております。

法人は政策の実施機関という面がありますけれども、大臣評価に当たっては、制度なり政策を所管する立場として、法人の取組が評価できるか。厚労省も年金運用について国民に対する説明の責務や役割を担う立場にある中で、法人の取組として、透明性の向上ですとかポートフォリオについては政策的にも評価できる内容であるといったことから、法人はB評価としているところでありますけれども、それらの項目については大臣評価としてはAと考えているというものでございます。

まず、荒井委員の御指摘についてお答えいたしました。

戻って恐縮ですけれども、河村委員から、先ほどの資料の説明の中で特に言及がなかったということがございました。これについては、この部会における審議の資料として、法人の自己評価が妥当である場合には大臣評価においてもそれを引用するという一方で、例年のように評価指針の取扱いに沿った対応をした、そのような資料のつくりをしているということで御理解いただければと思います。

先ほど、理事長の制裁事案に関しての河村委員の御認識、お考えを承ったところでござ

います。他の法人の例も引用されながらでありましたけれども、他の法人については、そこはそれぞれの法人における事案の受け止め、位置づけ、そういったところによるものだと思いますので、その点については、他の法人と比較ができるものなのかどうなのかというところは、少しどうなのかと思うところはあります。この事案の法人の業務への影響、法人の業務において何か支障があったのかということに照らしてみれば、その点については特になかったのではないかという認識であるということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

この独法評価においては、法人の業務運営が法人の使命ですとか中期目標、中期計画に照らしてどうであったかということの評価するものだと認識しておりまして、そういう意味で、その点においては、業務に具体的に何か支障が生じる事態には至っていないという認識を持っております。

また、それ以外の評価事項、先ほどの繰り返しですけれども、情報セキュリティ対策や、監査委員会が機能することによって内部統制を実効あらしめるようにするための取組、そういったものもこの評価項目には含まれていることでもありますので、それら全体の評価として、評価案としてはB評価に落ち着くのではないかという考え方で、このように整理をしているものでございます。

以上でございます。

神野部会長

それでは、お待たせしました。神作委員、お願いできますか。

神作委員

ありがとうございます。

私も御質問させていただき、さらにコメントさせていただきたい点は、その他業務運営に関する重要事項、特に内部統制に関する点です。個別の事案を離れて、一般的に申し上げると、GPIFさんにとって内部統制およびガバナンス体制は、とりわけ重要だと思います。それはどうしてかということ、GPIFさんは資産運用業者等に対して、スチュワードシップ活動をしているわけですけれども、このスチュワードシップ活動というのは、一言で言えばガバナンスをしっかりしてくださいということだと思っております。つまり、GPIFさんは、年金資産の運用について目標の数字だけ達成すればいいという話ではなくて、GPIFさんがスチュワードシップ活動もしっかりやるということを業務の柱にしている以上は、内部統制も自らもきちんとしている必要がある、さもないとスチュワードシップ活動という業務に影響が生じる可能性があるからです。

そのことを前提にして、私が御質問したいのは、監査委員会の監査報告の86ページでご

ございますけれども、具体的な個別の案件について複数回通報等がなされたにもかかわらず、それを監査委員会及び経営委員長等に報告するなどの内部通報扱いを速やかにせず、これらは管理運用法人の「行動規範」に反する、あるいは、その趣旨に照らして不適切であると記載されています。私は、何か不祥事が起きたかどうかという結果論ではなくて、内部統制体制がきちんとあって、それがワークし得るということが非常に重要だと思うのですが、ここで書いておられる監査委員会または経営委員長に報告するべきだったのにそれをしなかったというのは、規程上はきちんとダブルレポーティングというのでしょうか、何か問題があったときに、理事長をトップとする内部監査体制に報告するとともに、経営の柱とは別の中立的・独立的な監査、内部的な監査ではあるけれども、中立性と独立性を重視した監査委員会等にきちんと報告を上げるという内部体制がきちんと確保されていたかどうか重要だと思います。私が御質問したいのは、そのような体制はあったけれども、今回何らかの事情でそれがワークしなかったということなのか、それとも、体制自体に何らかの不備や構造的な欠陥があったのか。そこが少し気になったところであります。

私は、GPIFについて評価するに当たっては、個別の案件が発覚し対処されたかというよりも、内部統制体制がきちんと構築されており、それがワークし得る状態にあったのかという点をきちんと評価すべきであると思います。そこで、前提として御質問、特に監査委員会の報告で内部通報扱いを速やかにせず、それから、管理運用法人の「行動規範」に反するというのは、具体的な何らかの規程違反があったのか、それとも、そもそもそのような報告体制がきちんとできていなかったのか、その点について御確認させていただけますでしょうか。

神野部会長

これはいいですか。つまり、独立したきちんとしたものがあって、そこでちゃんと義務が行われていなかったのか。その点について、いかがですか。

石川資金運用課長

理事長の制裁事案の背景となりました内部通報の取扱いについてですけれども、内部通報の仕組みは当然法人内で整備はされてございます。内部通報の取扱いとして、そこはルールがありまして、それに基づいての対応はされてはおります。ただ、速やかにそれをしなかったと。実際に、たしか制裁事案の公表資料においても内部通報扱いを速やかにしなかったということが触れられているところですので、内部通報の体制としてはあったけれども、その対応が迅速でなかったといったものだったと承知をしております。

神野部会長

神作先生、事実関係の存否については今の説明でよろしいですか。

神作委員

そういたしますと、いろいろな観点はあり得ると思いますけれども、評価において重要なのは、内部統制体制がきちんと構築されてワークし得る状態にあったのかという観点から、客観的と言ったらやや強すぎるかもしれませんが、個別の事案を回顧的に評価するのではなく、内部統制体制とくに個別事案の関係で問題になった報告体制について、事実を即して評価をすべきだと思います。

具体的に、私はここの評価項目についての原案の評価がおかしいと申しているのではなくて、評価する際の視点と申しますか、その点を少しコメントさせていただきたかったという趣旨でございます。

どうもありがとうございました。

神野部会長

貴重な御意見をありがとうございます。

神作委員の御質問、御意見については、これでよろしいですか。

神作委員

私はきちんと、この内部統制としてはあったということであれば、原案の評価でよろしいと存じます。

神野部会長

分かりました。それでいいですね。

神作委員

もし報告体制が構築されておらず、あるいは構築されていてもワークし得ないものであったとすると、評価に響くと思います。

神野部会長

分かりました。今のお話は、あったのだけれども、それがワークしていなかったかどうかということですね。

神作委員

もちろんワークし得ることが大事だと思うのですが、ここの辺りは私自身、十分に情報を持ち合わせておりませんので、評価に当たっての視点という観点から申し上げるとともに、事実関係についてご質問をさせていただきました。

神野部会長

では、大野委員、御発言をどうぞ。

大野委員

同じ点なのですが、その他業務運営に関する重要事項に関しまして、私もここは異議があります。GPIFさんは資金運用が主業務であるということで、内部統制に問題があっても主業務のところに支障はなかったからB評価というところは、ちょっと納得しがたいところがございます。

その理由は、神作先生がおっしゃったとおりで、御機構はスチュワードシップ活動を通じて企業に働きかけるいう立場を取っていらっしゃると思いますので、そうした御回答は受容し得ないのではないかと感じております。

ESGを推進するお立場を取っていらっしゃるって、特にSに関しては、働いている方々にいかに働きやすい環境を整えるかという点を重視されているのかと思います。ハラスメントは最も合致しない行為かと思っておりますので、そういった事例があるのであれば、そこを正していくという対応を取られるべきではないかと思っております。

それで、経営委員会のほうから、議事録が毎回出ているかと思っております。昨年度の10月に理事長の処分が発表されたわけですが、その後も経営委員会の中で内部統制絡みの案件が何度か取り上げられていることが、議事録を読むと分かります。12月2日開催の経営委員会の議事録の中に、内部規程の見直しと、それについての質疑が書かれてあります。ある理事の方が、「個人的にはガバナンスを評価するために規程を見直すことは大変よいことだ」とおっしゃっていますが、それに加えて、「現在起きているような理事長がそもそも処分の対象で、理事と経営委員会もそれに関連づけられて報道されている事態を考えた場合には、この見直しでは十分ではないのではないかと。個人的には、今回の事案についても第三者委員会を立ち上げることを考えないと、信頼回復されないのではないかと感じ

ている」と、理事の方が御発言されているようです。

経営委員会に参加されている方の中からも、そういった御意見が出ているようです。規程の見直しが行われましたが、そもそも今回は、経営委員会あるいは監査委員会の方がなされた御判断、それに対しての世の中の意見があるかとも思いますので、社会的な信頼回復というところから、第三者委員会の立ち上げが必要ではないかという意見が出されていたものと私は理解しております。

ですから、そういった対応は今後なされる御予定かあるのか、令和元年度中にそれについて何らかの対応がなされたのかどうか、そういったところも少しお聞かせいただければありがたいというところがまず1つ目の御質問です。

ほかの御質問もよろしいでしょうか。

神野部会長

質問が幾つかあれば言っていただければ。

大野委員

ありがとうございます。

前半のIの複数の項目についてA評価がされていらっしゃるようで、私もここは特に異論はございません。いろいろな新しい試みをやってこられて、非常に御苦労されてこられたところだと思います。

幾つか質問させていただきたいのは、I-3、運用手法、運用対象の多様化等々のところでございます。収益確保のためにオルタナティブ投資を新たに開始されて、いろいろな体制整備をされてきました。また、ESG投資については、一つの大きなムーブメントを国内の中に植え付けたという意味でも、非常に大きな貢献をなされたと評価できるのではないかと考えております。

ESGについて、ESG指数も選定されて、これからパッシブ運用が開始されるという計画をお聞きしております。それらの目的は収益確保だと伺っております。ですから、今後は、これまでの第3期中期計画の中でなされた体制整備をもとに、その次の中期計画では、これを実際に動かして、収益確保にいかに関わりつけていくかというところを評価させていただくことになるのではないかと思います。そうしたときに、当然ほかの従来どおりの資産運用と同様に、超過リターンが上げられたかどうかというところを見せていただくことになるのかと思います。そうしますと、指数の選定、あるいは指数に対してどれだけ超過リターンが得られたのかというところをこれから確認していくということになるのかと思います。

直近のところでは、超過リターンを取られていらっしゃるものもあるようですが、中長期的に安定的に超過リターンを確保できるかどうかは、現時点ではあまりはっきり言えな

いところがあるのではないかと考えております。今後、いろいろ検証されることが資料の中では書かれてはいますが、仮に今後超過リターンが長期的に取れないということになった場合には、どのように折り合いをつけていくのかというところが問われてしまうかと思えます。仮に超過リターンが取れないということになったときに、ESG投資はもうやらないのかというと、それはそれでそういう回答を取るというのも難しいかと思うのです。異常気象ですとか、そういったものは待たなしの状況ですので、資産運用でもそういったことを考慮していくということは広く認められているところかと思えますので、リターンとこういったESG活動の折り合いについても議論していく必要があるのではないかと考えております。

その点は次の中期目標の評価の在り方にも少し関係するのではないかと考えまして、質問させていただいた次第です。

あともう一つ、収益獲得ということで、オルタナもやっていらっしゃるけれども、コロナに関して。

神野部会長

申し訳ありません。時間がほとんどなくて、今、大事な議案を評価しているものですから、要領よくお願いできませんでしょうか。

大野委員

分かりました。では、これで終了いたします。失礼いたしました。

以上です。

神野部会長

よろしいですか。

すみません。お答えを要領よくお願いできますか。

石川資金運用課長

まず、後半に御質問いただきましたESGやオルタナの取組、収益確保に関して、その判断がどうなのかということがありました。私の理解で申し上げますと、あくまで長期投資家として長期的な運用収益をあげていくというのがGPIFの目的であり、分散投資を進めていく中でオルタナティブ投資も行っている。また、ESGというのは、背景としては、持続的な経済活動なり社会が構築されることが長期的な運用収益に資するという考え方に立った

上で、被保険者の利益のためという原則は当然前提に置きつつ取り組むものとして、ESG活動、ESG投資というものがあるということでもあります。

もちろん、それらの取組についての効果なりの検証は随時行いながら取組を進めていくということは、オルタナティブ投資でも必要ですし、ESG投資でも必要であり、中期目標、中期計画においてもその趣旨は盛り込まれていると考えておりますので、そのような取組が今後法人において行われていくべきものであると考えております。

また、IV-1の事案について、御意見がほかの委員からもあった中で、スチュワードシップ活動、ESG投資を行う立場としてどうなのかということでもございました。確かに事案は事案として、もちろん法人において受け止めるべき事案ではあります。ただ、その上でも、スチュワードシップ活動やESGの取組、これは運用受託機関を通じて行う、委託先を通じて行うという面があり、個々の取組については、法人において示しております、今日も触れましたスチュワードシップ活動原則なりESG投資についての基本的な方針というのがあります。その方針にのっとりそれぞれの取組が行われているという意味では、そういうことも含めて、制裁事案の資金運用業務への影響、制裁事案からの影響というのは、特に支障が生じるような事態には至っていないということも含めて、評価案の整理を行っているところでございます。

取り急ぎ、以上でございます。

神野部会長

ありがとうございます。

すみません。あと井上委員、四塚委員、原委員という順番で御指名させていただきたいと思いますが、植田部会長代理がもうぎりぎりだと思うのですが、何かあれば御発言いただければ。

植田部会長代理

私は結構です。

神野部会長

分かりました。

それでは、井上委員、お願いできますでしょうか。

井上委員

ありがとうございます。手短に。

GPIFという性格から、私のほうから中期の目標のところにつきまして幾つかコメントをさせていただきたいと思います。今回の第3期の間でGPIFの働きや世間での受け止め、あるいは我々産業界の関係でも非常に改善をされました。一つは、大きな流れとしてESG投資をこれだけ国内でも一般化させて、企業のほうにも行動としてそれが現れてきているということで、よい循環が少しずつ始まりつつあるという面で非常によいインパクトがあったと思います。ESGの活動報告書でありますとか業務概況書にも目を通させていただきましたが、大変よく書いていて分かりやすい内容だと思います。

ここには具体的には書いてありませんけれども、加えて評価ポイントとして、国際的な発信というのも非常に力を入れられており、海外のアセットオーナーとの対話でありますとか、そうしたことに対して、日本のプレゼンスを上げていったという面でも評価できるのではないかと思います。

今回の中期の中で、一つ大きな変更点として、例のガバナンス改革の話があったと思います。評価項目としてはI-1ということになっておりますけれども、ここにつきまして、ガバナンス改革をしたことでどのような効果があったか、その辺りの評価を事務局としてお持ちであれば聞かせていただきたいということと、これ自体は法律で決められているものですので、何かこれ自体、変わりましたということの評価すべきものなのかどうかはよく分かりませんが、このガバナンス改革というのは中期で非常に大きな一つの取組でしたので、この点につきまして、何かコメントがあれば聞かせていただきたいと思います。

以上でございます。

神野部会長

ありがとうございます。

どうぞ。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

ガバナンス改革の効果についてでありますけれども、御案内のとおり、GPIFは独立行政法人として発足いたしまして、従前は、理事長が全ての権限を担う独任制でありました。それがガバナンス改革によりまして、意思決定や執行の監督を行う部門と執行の部門を分離することで、より役割なり権限関係が明確になるよう、経営委員会や監査委員会が発足したということがガバナンス改革でございました。

それが発足したのが平成29年10月からでございますけれども、それ以降、数年たちまし

たが、法人において、経営委員会、監査委員会、執行部それぞれの役割分担がどう法人の中で定着し、ガバナンス体制が機能するような形で進めていくかということについては、組織を変えるということは大きなことでもございますので、一定程度時間がかかる類いのものではありません。そういう意味では、まだ道半ばという面はあるかと思えますけれども、経営委員会、監査委員会と執行部の役割をそれぞれ明確にしつつ、相互に役割分担や連携をしながら、ガバナンス体制が定着し、実践も積み重ねられてきているといった点では、監督する役所の立場としても、ガバナンス体制が根つきつつあるという認識をしているところでもあります。

ガバナンス改革の目的は国民から信頼される組織体制を確立することですので、その到達点がいつどこまでの水準かというのは特に明確にあるわけではないですけれども、そういった大きな方向に向かって日々取組を重ねながら、よりよい信頼が得られるような組織づくりをしていくことを絶えず継続的にやっていく類いのものだと考えております。

以上です。

神野部会長

よろしいですか。

四塚委員、御発言をお願いできますか。

四塚委員

私はリスク管理について若干コメントさせていただきます。厚労省の評価案では、「VaRレシオを新たなリスク指標として導入する等により、リスク管理を強化した」という評価をされていますが、VaRレシオがどういう意味でリスク管理の強化につながるのかよく分からない部分があります。例えば金融市場に大きなショックが起きたとき、実績ポートフォリオのVaRも基本ポートフォリオのVaRも跳ね上がりますが、両者の比率、つまりVaRレシオはあまり大きく変わらないはずです。このとき、VaRレシオが我々に何か教えてくれるのでしょうか。

金融市場の混乱でVaRが跳ね上がっても、VaRレシオが1に近い値で安定していれば、基本ポートフォリオのリスクを大きく超えるような運用は行われていなかったと説明することはできるでしょう。でも、我々がそもそも知りたいのは、基本ポートフォリオのVaRが、もともと適切に評価されていたのかどうかという点ではないでしょうか。もし基本ポートフォリオのVaRが過小評価されていたのであれば、仮にVaRレシオが安定していてもあまり意味がないと考えられます。そういう意味で、VaRレシオという概念に本質的な意味はなく、実績評価を引き上げるに値する理由になるような話ではないと感じています。

ほかに、ストレステストについても、2つのシナリオでしか行われていないとか、バッ

クワードルッキングであって、フォワードルッキングのシナリオがないとか、そういう問題もあると思います。これらは難しい問題ではあると思いますが、必ずしも新しいことをやらなくても、今でもきちんとやるべきことはやっておられると思うので、その実績を積み重ねていけば評価を引き上げることも可能だと思います。

例えば、このVaRも、ただ計算しているというだけではあまり意味がないわけで、実際の事後的な損益の変動と事前に計算したVaR、つまりリアルタイムで計算したVaRの予測値が見合っているかどうか。例えば5%以下の確率の損失は実際に5%以下の頻度で起きているかどうかとか、そういうことをチェックする。そういう形で、このVaRのクオリティを確認し、改善していく。そういうところがむしろ重要なのではないかと思います。

以上です。

神野部会長

コメントをどうぞ。

石川資金運用課長

ありがとうございます。

具体的には、大臣評価案におけるリスク管理の評価のA評価の部分についての御指摘だと受け止めましたけれども、資料としては1-3の2ページに記載しているものであります。これは、元年度の取組としては、確かにおっしゃるとおり、バリュエーション・アット・リスクレシオというものを挙げたものの、VaRレシオが実際に法人のリスク管理においてどのように活用されているかということについては、そこは法人の内部の専門的な判断の中で行われていることでもあります。大臣評価において考慮した点というのは、まずは年金財政上必要とされる長期的な収益というのが年金局サイドとしては非常に重要であり、それを検証していくために短期のリスク指標をモニタリングしていく。その手法をより多角的、複眼的にリスク管理を行う中で進めていく一つの取組として、この新たなVaRレシオを導入したことによって、よりリスク管理の内容の充実を行っているという点を評価する。

また、何より重要なのは基本ポートフォリオに基づく運用リスク管理であり、これが非常に重要でありますので、これも着実に行っている。それについての必要なリスク情報の開示というのも業務概況書で行ったところであります。

そういった取組も一つとして、さらにはストレステスト、これについては非常に国会での議論になったテーマでもあります。このストレステストについても、長期投資家としての観点から、長期的な影響により重点を置いたストレステストを行って開示をした。これは政策的にも意義があるという認識を持ち、さらには今日御説明したように、ポートフォリオの公表の際にストレステストの開示も行ったことも併せて評価をして、様々な新たな

取組、内容的に評価できる取組、それらを全て勘案した上でA評価となっているものでございます。

バリュー・アット・リスクレシオの活用については、これは法人で目的を持って十分な活用がされているものと認識しておりますし、その前提を持ちつつ、この評価を大臣評価として行っているものでございます。

以上です。

神野部会長

森審議役、どうぞ。

森審議役

VaRレシオについて御指摘がございました。ポートフォリオ運用は、普通の人から見ると結構奇異に感ずると思うのですが、例えば第4四半期で株価が下がりました、そうすると、株の割合が非常に下がります、こういう場合、オーソドックスなポートフォリオ運用ですと、逆張りと言いますか、株式を購入し、割合を基本ポートフォリオに戻すような形で運用します。

何を言っているのかといいますと、絶対値で考えていくというよりも、基本ポートフォリオが持っているところの属性と比較して現在の割合をどうするのかみたいなことで運用しておりますので、そういう観点から、VaRレシオというのは一つの意義があると考えています。

先生にも御指摘いただいたように、こんなコロナの環境だったらそもそも基本ポートフォリオの属性はどうかという議論があるかと思えますけれども、統計的に「一つの事象」と考える限りにおいては、基本ポートフォリオに、基本的には中心線に合わせていく。これは必ずしもそうでない考え方もあるかと思えますけれども、そういうことを判断する上での一つの指標になるかと存じています。

神野部会長

ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、原委員、どうぞ。

原委員

発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私からは、単年度の評価のところ、評価自体については特段異議はないのですけれども、要望といいますか、そういったところを改めて発言させていただければと思います。

まず、I-4の透明性の向上というところなのですけれども、こちらについてはホームページなどの取組、私は非常に分かりやすくなったと思っております。確かに年金積立金の運用という難しいテーマにもかかわらず、いろいろな公的年金の基礎のところからもテーマを分けていただいて、さらに、GPIFの運用目標というコンテンツの追加ということで、実質的な運用利回りについても丁寧に解説されているなどと思って見ておりました。

あと、ユーチューブを使って難しいことを丁寧に解説されていると思いますので、ぜひ開示とか公表だけでなく、説明・解説するという視点でこれからも引き続きやっていただきたいと思います。

ただ、要望を申し上げるとしたら、評価というところで、「信頼できる」という評価が「信頼できない」という評価を上回ったというお話がありましたけれども、これはGPIFの認知者ベースということですので、要は、知っている人の評価ということかと思えます。その中には専門家も入っているかと思えますので、ぜひ専門家の方々から伝われば一番いいですし、また、そもそも公的年金制度全体もそうなのですけれども、認知していない人もいらっしゃると思いますので、その底上げとか認知度アップということも、これは制度全体に言えることですが、引き続きお願いしたいということでございます。

2つ目、これも評価自体について異議はないのですが、I-3の運用の多様化のところなのですけれども、こちらはいろいろ資料を見せていただいて、GPIFさんの運用の長期の目標というところで1.7%を確保するとされていますので、そこは累計の年率換算値ということなのですけれども、これまで2001年からですから2.39%ということございまして、そういった中で、同時に運用の手法ですとか運用対象の多様化を進められるなど、いろいろ取り組まれていて、体制を整備したり、調査されたりというのはいい活動だと思います。

ただ、原点にあるかと思うのですけれども、運用目標に対して、最低限のリスクで確保するという、この辺りを常に前提にして活動していただければと引き続き思っております。

それから、本日はなかったのですが、補足的にI-8の調査研究業務ということについて、GPIFさんに再度お話しさせていただきます。こちら大臣評価案の方の指摘事項には入っていましたが、年金積立金の目的に即して調査研究業務を行うということ、費用対効果の検証ということ、それから、そういった意味で、どういう目的でやっているのか、どう役に立つ研究であるのかということを確認をしていきながら、広く知っていただくべきものは、それこそ広報活動としてアナウンスメントしていただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

神野部会長

コメントをいただけますでしょうか。

石川資金運用課長

調査研究ですとか多様化について、また、透明性の向上について御指摘いただきありがとうございます。

1点だけ、透明性の向上について、今日御紹介した広報効果測定調査において、この調査結果では「信頼できる」「信頼できない」の数字が「信頼できる」のほうが上回ったということはありませんでしたが、その背景にある事情などがどこまで考慮された上でこの結果になっているのかということについては、その数字の結果だけでもって単純な評価をするものではないと思っております。そういう意味で、これは一つの結果ではありますけれども、そういった数字を逐次モニタリング、見ていながら、その都度広報のレベルアップを図っていくことが大事だと思っております。そういったことを監督官庁としても求めていきたいと思っております。

神野部会長

ありがとうございます。

玉木委員、お願いできますか。

玉木委員

手短に申し上げます。先ほどからいろいろ話題になっております「その他業務運営に関する重要事項」につき、昨年の理事長の事案に関連して申し上げます。こういった事案は非常に珍しいので、私ども評価にかかわる者が、独立行政法人通則法上の評価として何をすべきなのか、と考えてしまうのです。GPIFのガバナンス構造は他の独立行政法人とは大分違います。

GPIFというのは、独立行政法人のうちの中期目標管理法人というカテゴリーに入っていて、そこにおける評価というのは、先ほど事務局から御指摘のあったとおり、業務の実績に関する評価をすることになってございます。これが独立行政法人一般について一つあります。

もう一つ、経営委員会というものがあって、理事長の独任制ではない、そういう独立行政法人は大変珍しいわけでございます。経営委員会は何をするかということはGPIF法上に定めがございます。次に掲げる事項の議決が経営委員会の職務だという条項があって、その中に制裁規程を変更するとかがあり、次の号に「役員職務の執行の監督」があります。

こういうところが経営委員会の職務というか、所管といいますか、そうなっているわけですね。このことを独立行政法人通則法上の評価においてどう扱うのかというところは、ちょっと考えなければいけないところがあるし、他の独立行政法人において類似のファクトがあったからといって、なかなか参考にしにくいのかなというところもございます。

昨年の事案につきましては、これは経営委員会において法律に基づく制裁規程にのっとった対応が行われているのですね。これについて、評価において何をすべきか、ということになるのですけれども、一義的には制度がうまく機能したか否か、だと思えます。例えば、経営委員会がこういった事案に対して反応しなかったなどというのは最悪でございます、その場合には、Bどころか、CだかDだかになるはずですが、経営委員会はちゃんとワークしたのだということになってくると、標準以下の評価をする根拠は何なのだろうとなります。経営委員会というものを独立行政法人通則法上の評価においてどう扱うかということは、事例も少ないですし、たくさんの議論がされているわけではないのですけれども、今、ここですぐに結論が出る話ではないと思えます。

私の受けている印象としては、経営委員会が事案に対して普通に対応したなという感じを持っております。つまり、いろいろな制度あるいは仕組みが機能した、司司（つかさつかさ）の皆さんがそれなりにいろいろな仕事を普通になさったのではないか、というのが私の受けている印象でございます。したがって、アルファベットとしてはBであったとしても、私は特に違和感はございません。

以上でございます。

神野部会長

ありがとうございます。

コメントはいいですか。

続いて、オンラインのほうから、金井委員、お願いできますか。

金井委員

ありがとうございます。

それでは、2点手短に申し上げます。まず、内部統制においては、法人の長、つまり、理事長は、内部統制を無効化することができます。ですから、内部統制の限界と民間の監査でも言われていますが、それを防ぐために経営委員会や監査委員会が存在するということですが、その経営委員会と監査委員会が十分に機能したかということについては、昨年のような重大な、そして、特別な案件の場合には、第三者の評価が必要ではないかと考えております。

もう一点は御質問なのですが、II-1の効率的な業務運営体制の確立の御説明の

中に、業務の電子化の取組についてありました。別紙でも詳しく説明はされていますが、リモートアクセス機能を具備して、テレワーク業務を可能とするなど、業務運営の効率化及び安定化に大きく貢献したとあります。また、別のほうでは、RPAやEUCツールの導入により、定型オペレーションについては自動化を図れたとあります。ですから、昨今のような新型コロナウイルス感染症対策というよりは、それ以前から準備されて、多様な働き方を可能とするとともに、また現在のような事態にも対応できる体制ができていると考えてよいのか。それであればB評定で十分だと思います。

以上です。

神野部会長

これもコメントは特にいいですか。

森審議役。

森審議役

金井先生、どうもありがとうございます。

情報セキュリティーについては、今、御指摘をいただいたところでございまして、文書の電子化とともに、我々はシンククライアントといたしまして、重要な情報でも端末に全く情報を持たせない形で業務をする方式を導入しました。先生御指摘のとおり、このコロナにおいてはテレワークということになりましたけれども、重要情報をどうやって自宅で活用するかにつきまして、このシンククライアントによるシステムが非常に機能した。逆に言うと、これがなかったらオフィスに行かないと重要情報にアクセスできないということでございまして、そういう意味では、私どもは情報セキュリティーの観点から進めた取組が、コロナを予見したわけではないのですけれども、このパンデミック禍で非常に機能したということをご説明させていただきます。

神野部会長

ありがとうございます。

それでは、徳島委員、お願いいたします。

徳島委員

時間ですので、手短かに発言させていただけたらと思います。基本的には、今回の単年度及び中期の評価について、大きな違和感はありませんが、幾つか申し上げたいと思います。

最初に、単年度の I-2、リスク管理のところでございます。確かに VaR レシオとか、いろいろ新しいツールを入れていらっしゃるのですけれども、リスク管理というのは、ツールをたくさん入れてモニタリングすることだけではなく、それらをいかに見て、どう判断するかが大事です。ちゃんと実現できていたということであれば、主務大臣評価案にある A ということは理解できるのですが、ツールを増やしたというだけで A にしてはいけないものではないかと考えております。

2 点目ですが、I-3 のところ、インデックスのポスティングなどを取組んでいらっしゃるのですけれども、インデックスを新規に増やすということは、開発に関与される GPIF のコスト、それから、インデックスプロバイダーのコスト、実際に運用を開始されてからは、アセットマネジャーである運用受託会社のコストという形で費用を負担することになります。そういったコストが適切に分担・執行されているかどうか、十分に御留意して取組んでいただかないと、新しいインデックスを増やしただけでは、決してプラス材料ではないと考えております。

I-4、透明性の向上の中長期的なところ、これは見込評価の際に申し上げましたけれども、毎年 B であっても、かなり B のいいところに来ているものが継続できているのであれば、通期評価で A を付すというのにはあり得るのではないかと思います。実際に今回、過去 5 年間を見ますと B、B、B、A、A で、最終的には A をつけていらっしゃいます。これは独法評価としてはかなり英断ではないかと思います。普通であれば独法の評価は平均を意識し、5 年で B のほうが多いから B ということになるのですが、それを A にされたということは、極めて評価していいことかと思えます。

最後に IV-1、例のその他の業務運営に関するところでございます。確かに内部統制に関する事項とか、そういった中期目標項目の設定であれば、今回の事案を反映すれば、B を取るのは難しい気はいたします。ただ、この IV-1 という項目は、この内部統制に関するものの他に、監査委員会や情報セキュリティ対策などの複数のものも全部含めた項目です。その中の一部分について問題があるかという懸念はいたしますけれども、そのことだけで全体を C にするというのには、むしろポピュリズムに染まってしまっているような気がいたします。ちゃんと立てた項目として評価した場合には、何とか B が適正だと見られるぐらいのところであり、仮に例えば今回の事案以外に情報セキュリティで大穴があったとか、そういうことが複数あるのであれば C にすべきと思いますが、今回は B が適正な評価ではないかと考えます。

以上です。

神野部会長

ありがとうございます。

白杵委員、どうぞ。

白杵委員

簡単に2点コメントを申し上げます。1点目は、今、徳島委員からのお話にもあった透明性に関しては、確かに過去5年のうち、最初の3年はBだったのかもしれませんが、特にコロナの対応に関しても、あるいは理事長からの御説明にもありましたように、コロナにおけるマーケットの変動に関する説明とか、これが割とスムーズに受け入れられたという意味では評価していいのではないかと思います。

もう一点、IV-1、議論になっているところですが、この点については、評価についてどうこうということは今は私は申し上げませんが、この事案が業務運営に全く支障がなかったかという、今の時点でそれを断言することは難しいのではないかと考えています。例えば民間企業でよく言われている社風とかカルチャーというところ、あるいは働きやすさという観点から見ると、中長期的にどういう影響があるかというのは、今の段階でははっきり言えないところがある。特に従業員の方のモラルですね。あるいは採用に関しての評判とかといった面で影響がなかったかどうかについては今後考えていく必要がありますし、従業員の働きやすさについては、引き続き厚労省ないしはGPIFでも御留意いただければと思います。

以上です。

神野部会長

ありがとうございます。

ちょっと確認したいのですが、井上委員、再度手が挙がっていますか。

井上委員

大丈夫です。結構です。

神野部会長

ありがとうございます。

そうすると、代理出席していただいている伊藤代理、お願いできますか。

伊藤参考人（佐保委員代理）

ありがとうございます。

2点だけ手短かに。まず、その他業務運営に関する重要事項のところにつきまして、監査報告で指摘があって、役員職務の遂行に関する不正の行為または法令等に違反する重大な事実ということでの報告があったということは大きなことだと思います。さらに、GPIF

が立てた中期計画において、「『行動規範』等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る」ということが書かれていて、この中期計画というのは大臣が認可をしているわけですので、こういうことからして、大臣評価の書き方が「特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する」というのは、大臣の認識としてよくないと思います。先ほど他の法人とのバランスということも指摘されましたが、なぜGPIFはそれでいいのかということになりかねないと思いますので、一段高く厳しく認識することが、ユニバーサルオーナーであるGPIFに対して必要ではないかと思えます。

もう一点は、I-5の基本ポートフォリオ等についてです。これは単年度評価と中期目標期間実績評価両方に同じような記述がありますので、共通で指摘させていただきます。単年度評価でいうと1-3の5ページのところですが、5段落目、世界の経済成長の果実を着実に獲得することが可能であるということを公表していることを評価しているようです。これは今始まったばかりの第4期中期目標に書かれたことで、前の中期目標期間についてこれで評価するのは妥当なのかという疑問があります。

その後段には、外債や株式のインカムゲインにより安定的な収益が期待できることを公表しているということも評価しているのですけれども、厚労大臣として、厚労省としてここまで求めていたのか。さらに言えば、その前に資産配分割合の具体的な数字が書かれておりますけれども、基本ポートフォリオをこうしてほしいというように大臣が求めていたかのように読まれかねず、独立性を疑われかねないという点で違和感を持ちました。

全体のI-5の評価に影響するかどうかはありますが、申し上げた5段落目のところについては、大臣評価としてこの点を挙げることについては、この説明では納得できない状況にあります。

神野部会長

ほか、よろしいですか。

どうぞ。

石川資金運用課長

先ほど、伊藤参考人が御指摘されましたポートフォリオの考え方でありますけれども、前提として、ポートフォリオは法律上GPIFが策定をする、経営委員会が議決することになっておりますので、ポートフォリオの内容について厚労省が何か求めていたということはありません。これはGPIFが策定したものであります。ポートフォリオというのは非常に国民の関心も高いということもありますので、ポートフォリオの変更の考え方として、法人が今回新たに公表資料に盛り込むことにしたという点を評価しているものであります。

また、背景にある、長期投資家としてインカムゲインが経済成長の果実の獲得に資するということですか、インカムゲインがより安定的な収益として重要であるといった、長期運用における基本的な考え方は従来からありました。それを十分説明する機会がこれまでどこまであったかというのはありますけれども、少なくとも今回のポートフォリオの変更に当たっては、基礎的な情報として前提として必要だということで、従来からあった長期投資家としての意義ですとかインカムゲインの有用性を公表資料として位置づけています。それは従来以上に必要な情報であり、従来の取組にはなく、考え方をより丁寧に説明する取組として高く評価できるということで、従来からあった考え方を明確にするという意味でも、ここは評価できるものであると考えております。

監査報告についての御指摘であります。監査報告では重要事項ということで書かれていますけれども、ここは監査委員会の判断として記載されているということではあります。ただ、それに対する評価の考え方については、今日申し上げましたけれども、他の評価事項についての法人の業務の実施状況を見て、さらにはこの事案が最終的に業務に支障を生じさせたかどうかという点を考慮した上で今回の評価案にしているというものでございます。

以上でございます。

神野部会長

どうぞ。

宮園理事長

IV-1につきまして、いろいろ御議論を賜りまして誠にありがとうございます。

また、本件に関連していろいろ御心配をおかけいたしましたこと、改めておわび申し上げます。

幸い、この間も業務をきちんと遂行することができました。ただ、被保険者の皆様のために長期安定的な収益を確保する、そういう本来使命を改めて肝に銘じまして、役職員一同、気持ちを引き締めているところでございます。

役職員一人一人がコンプライアンスに対して高い意識を持つことは当然でございます。それに加えて、トップをはじめ、執行陣といたしましても、風通しのよい、ハラスメントのない、活気ある職場環境をつくってまいりたいと考えております。

どうぞ、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

大変申し訳ありません。予定の時刻を30分以上オーバーしておりました、このコロナ禍では食事を抜く、水を取らないというのが非常によくないので、大変運営上申し訳なく思っているのですが、時間のプレッシャーもありまして、ここで打ち切らせていただいて、少しまとめをさせていただかなければなりません。

私は条件つきですが、おおむねこの大臣評価案で了承を御提案したいと思っておりますが、一番委員の御議論が分かれているのは理事長制裁事案と言ったらいいのでしょうか、それをめぐるIV-1ですね。これについてはBのまま、ないしはCと分かれているかと思うのですが、論点は、総合的に評価すべきであって、木を見て森を見ずみたいなことになりかねないようなことはすべきではなくという観点と、そのもの自体が決定的なのではないかという御議論に分かれています。

もう一つ、事案そのものについて言えば、この論点は神作委員にまとめていただいているのですが、結局運用業務に支障を来すことはなかったのではないかとということ、失敗というのは転ぶことではなくて転んで起きなかったことであるという格言ではありませんけれども、内部統制で調査、制裁処分等々で、法人の業務に支障なく運営されているのではないかと等々、議論が分かれていますかと思えます。

これは私の経験で、教授会と同じように決を採って決めるような性格のものではないとすると、私の責任で処理をさせていただくしかないかと思っております。責任というのは軽々しいものではなくて、例えば教授会の場合には、責任においてお任せいただきたいと言ったときには職をかけるということの意味していますので、そういう重みを込めて、このIV-1の項目についてはB評価のままでいいのではないかと私自身は心証形成しております。

私は皆様方から選ばれておりますので、この心証形成が間違いだということは、即辞任をしなければならないということに等しいのですが、私としてはこのままB評価にしておいて、ただ、中で様々な問題が指摘されておりますので、これについて入れるとすれば、評価理由のところでも今の運用部会で頂戴した御議論を反映しながら、全体の評価はそのままにしておいて、評価理由を修正させていただきたいと思っております。

ただ、どのように修正するかということは、今は時間がありませんので、これは私の責任において御一任いただく。責任というのは、かなり重い責任を覚悟してまとめさせていただくということを条件にした上で、この令和元年度業務実績評価及び第3期中期目標期間業績評価の大臣から諮問された大臣評価案につきましては、当部会としておおむね了承するというにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

河村委員

神野先生がIV-1のところは条件つきでと。理由を明確化して評価書に書かれると。そこで、そうであればお願いします。私が先ほど申し上げた、このファイルでいえば諮問書のところについていると思うのですけれども、評価書の本体があるのですね。ずっと本当に四角の箱のページがあるのですけれども、一番右側に「評定に至った理由」というのを正式に書く欄があると思います。そこにお書きくださるということですかね。

神野部会長

御意見として伺いしておきますので、御意見として言うておいていただければ。

河村委員

意見ですけれども、ぜひ神野先生に御検討いただきたいのは、「評定に至った理由」というのを書く欄があると思うのです。そこに今回のように意見がいろいろ分かれるようなときには、どういう意見が出たかということをご丁寧に記載いただきたい。私がさっき申し上げたような国立病院機構の去年の評価書などを御覧いただくと分かると思うのですけれども、あれは名大の総長の松尾先生が主査なのですが、その場で意見をいろいろ聞かれて、もちろんいろいろな意見が出ます。もちろんみんな違うのです。でも、それを丁寧に全部書いてありました。ですから、そういうところも参考に、ぜひ神野先生がまとめてくださるということであれば御検討いただければと思います。

神野部会長

分かりました。

それでは、そのようにまとめさせていただいてよろしいですか。

(首肯する委員あり)

神野部会長

それでは、今、私が申し上げた条件をつけた上で、大臣評価案については当部会としておおむね了承したということにさせていただきたいと思います。

それで答申したいと思いますが、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

くれぐれも水だけは、私ごとですが、おととい一緒にいた人間が、簡単に熱中症を起こしますね。びっくりしたのですが、くれぐれも御自愛くださいますようにということをお

願いた上で、不行き届きの運営になったことをおわび申し上げて、今後の進め方等々について、事務局のほうからお願いします。

石川資金運用課長

御説明します。本日御審議いただきました法人の年度評価と期間実績評価につきましては、本日の御審議を踏まえまして、大臣による評価を決定して、法人に通知をいたします。また、第3期の中期目標期間実績評価につきましては、確定した後、総務省の独立行政法人評価制度委員会へ通知を行う予定です。また、これらの通知と併せて公表も行います。それぞれ決定した内容につきましては、後日委員の皆様にご連絡をさせていただきます。今後の進め方については以上です。

神野部会長

ほか、連絡事項をお願いします。

石川資金運用課長

連絡事項でございます。次回の部会の開催は、日程調整の上、追って御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

神野部会長

それでは、大変申し訳ありません。生活リズムを完全に崩させてしまうような運営になったことを深くおわび申し上げまして、本日の審議はこれにて終了させていただきます。長い時間、ありがとうございました。